

令和8年6月26日

公示送達書

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明なため、行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項の規定により公示します。

なお、この書類は、埼玉県北部環境管理事務所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

埼玉県知事 大野 元裕

記

1 送達を受けるべき者

住所 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田975番地の5
氏名 船渡 康夫

2 送達する書類

令和8年6月26日付け 都計第355号
「弁明の機会の付与について（通知）」 1通

3 弁明書の提出先及び提出期限

提出先 〒360-0031 埼玉県熊谷市末広三丁目9番1号
埼玉県北部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当
提出期限 令和8年7月24日 午後5時

4 書類を保管する場所

埼玉県熊谷市末広3-9-1
埼玉県北部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当

(注) 行政手続法第31条において準用する同法第15条第4項の規定により、この公示をした日から起算して14日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。